平成29年度　新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)地盤改良工事(第1次、第2次、第3次、第4次)のお知らせ

次のとおり、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）整備にかかる潜水探査及び地盤改良工事（床堀工・置換工）を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事へのご協力をお願い致します。

■ 航行船舶へのお願い

① 工事期間中は、本工事区域内(灯浮標設置範囲)への入船はお控えいただきますよう、ご協力をお願い致します。

② 付近を航行するＶＨＦ装備船舶は、常時ＶＨＦ１６ｃｈを聴取して下さい。

1．工事期間及び工事時間

地区名	種別	作業船種	現地作業期間	作業時間
新門司沖	灯浮標　設置	海上クレーン　潜水士船	平成29年11月　下旬	日出～日没
	潜水探査	潜水士船	平成29年12月　上旬～平成30年 2月　中旬	日出～日没
	床堀工①	スパッド式グラブ浚渫船　土運船 バージアンローダ船	平成29年12月　上旬～平成30年 1月　下旬	日出～日没
	置換工①	ガット船　潜水士船	平成30年 1月　上旬～平成30年 3月　中旬	日出～日没
	排砂管　設置	海上クレーン又は揚錨船 潜水士船	平成29年12月　中旬～平成30年 1月　下旬	日出～日没
	床堀工②	ポンプ浚渫船	平成30年 1月　下旬～平成30年 2月　中旬	日昼夜
	排砂管　撤去	海上クレーン又は揚錨船 潜水士船	平成30年 2月　中旬～平成30年 3月　中旬	日出～日没
	置換工②	ガット船　潜水士船	平成30年 2月　中旬～平成30年 3月　下旬	日出～日没
	灯浮標　撤去	海上クレーン　潜水士船	平成30年 3月　下旬	日出～日没

※ 同一区域において、床堀工と潜水探査は同時施工を行いません。
※ 平日の作業を原則としておりますが、作業の進捗状況により休日の作業が発生する場合があります。
※ 排砂管設置期間中は、海底管により海図よりも水深が浅くなっていますので、ご留意願います。

工種	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月	備考
灯浮標設置	■					
潜水探査		■■■	■■■	■■■		
床堀工①		■■■	■■■			
置換工①			■■■	■■■	■■■	
排砂管設置		■■■	■■■			
床堀工②			■■■	■■■		
排砂管撤去				■■■	■■■	
置換工②				■■■	■■■	
灯浮標撤去					■	

2．工事場所

新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)（図－１参照）

3．工事概要

3-1 灯浮標設置
1) 海上クレーン及び潜水士船により、図-１に示す位置に灯浮標を設置します。

3-2 潜水探査
1) 潜水士により探査機を用いて海底面下の磁気異常物を探査・除去します。
2) 床堀工①及び床堀工②に伴い実施する経層探査において、磁気異常物が確認された場合は、1)と同様に磁気異常物の探査・撤去を行います。

3-3 床堀工①
1) スパッド式グラブ浚渫船(１隻)にて床堀を行います。
2) 床堀により発生した土砂は、図-１に示す新松山地区の土捨場まで土運船にて運搬し、バージアンローダ船により揚土を行います。

3-4 置換工①
1) 図-１に示す床堀工①の実施箇所において、ガット船により置換材(岩ズリ)の投入を行います。

3-5 排砂管設置
1) 床堀工②において発生する浚渫土砂を土捨場へ排送するための排砂管の設置を行います。
2) 設置作業は、海上クレーン又は揚錨船、及び潜水士船を使用し、立上がり零号、海底管、浮上零号の設置を行います。

3-6 床堀工②
1) ポンプ浚渫船(１隻)にて床堀を行います。
2) 床堀により発生した土砂は、図-１に示す新松山地区の土捨場まで海底に設置した排砂管により排送し、土捨てを行います。

3-7 排砂管撤去
1) 床堀工②において発生する浚渫土砂を土捨場へ排送するための排砂管の撤去を行います。
2) 撤去作業は、海上クレーン又は揚錨船、及び潜水士船を使用し、立上がり零号、海底管、浮上零号の撤去を行います。

3-8 置換工②
1) 図-１に示す床堀工②の実施箇所において、ガット船により置換材(岩ズリ)の投入を行います。

3-9 灯浮標撤去
1) 海上クレーン及び潜水士船により、図-１に示す位置の灯浮標を撤去します。

4．工事の安全対策等

4-1 共通事項
1) 作業船には、海上衝突予防法に定められた形象物及び図-２に示す作業船の標識を掲げます。
2) 荒天時は、以下の基準により作業を中止します。
・潜水作業　：（風速10m/s以上、波高0.7m以上、視程1,000m未満）
・その他作業：（風速10m/s以上、波高1.0m以上、視程1,000m未満）
3) 安全対策として、図-３に示す警戒船3隻(内指揮船1隻)を配備します。また、工事区域外において排砂管設置・撤去を行う場合は、警戒船を1隻追加します。
4) 工事区域内に、作業船を夜間停泊させる場合は、本船からの間接照明又は簡易標識灯等により自船を明示します。

4-2 灯浮標設置・撤去
1) 潜水士船には、国際信号旗（A旗板）を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。

4-3 潜水探査
1) 潜水士船には、国際信号旗（A旗板）を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。

4-4 床堀工①
1) スパッド式グラブ浚渫船は、浚渫作業中及び待機時には海上衝突防止予防法の規定による形象物を掲げます。

4-5 床堀工②
1) ポンプ浚渫船は、浚渫作業中及び待機時には海上衝突予防法の規定による形象物を掲げるとともに、夜間は照明等により自船を明示します。

4-6 置換工①及び置換工②
1) 潜水士船には、国際信号旗（A旗板）を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。

問い合わせ先：新門司沖支援業務室　((公社)西部海難防止協会)
TEL：093－383－7908　FAX：093－383－7918
HP：http://www.seikaibo.ecweb.jp/shinmojioki/

◇工事施工における問い合わせ先◇
国土交通省　九州地方整備局　北九州港湾・空港整備事務所
空港北町出張所　TEL：093-474-5203
HP：http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/

図－１．工事区域

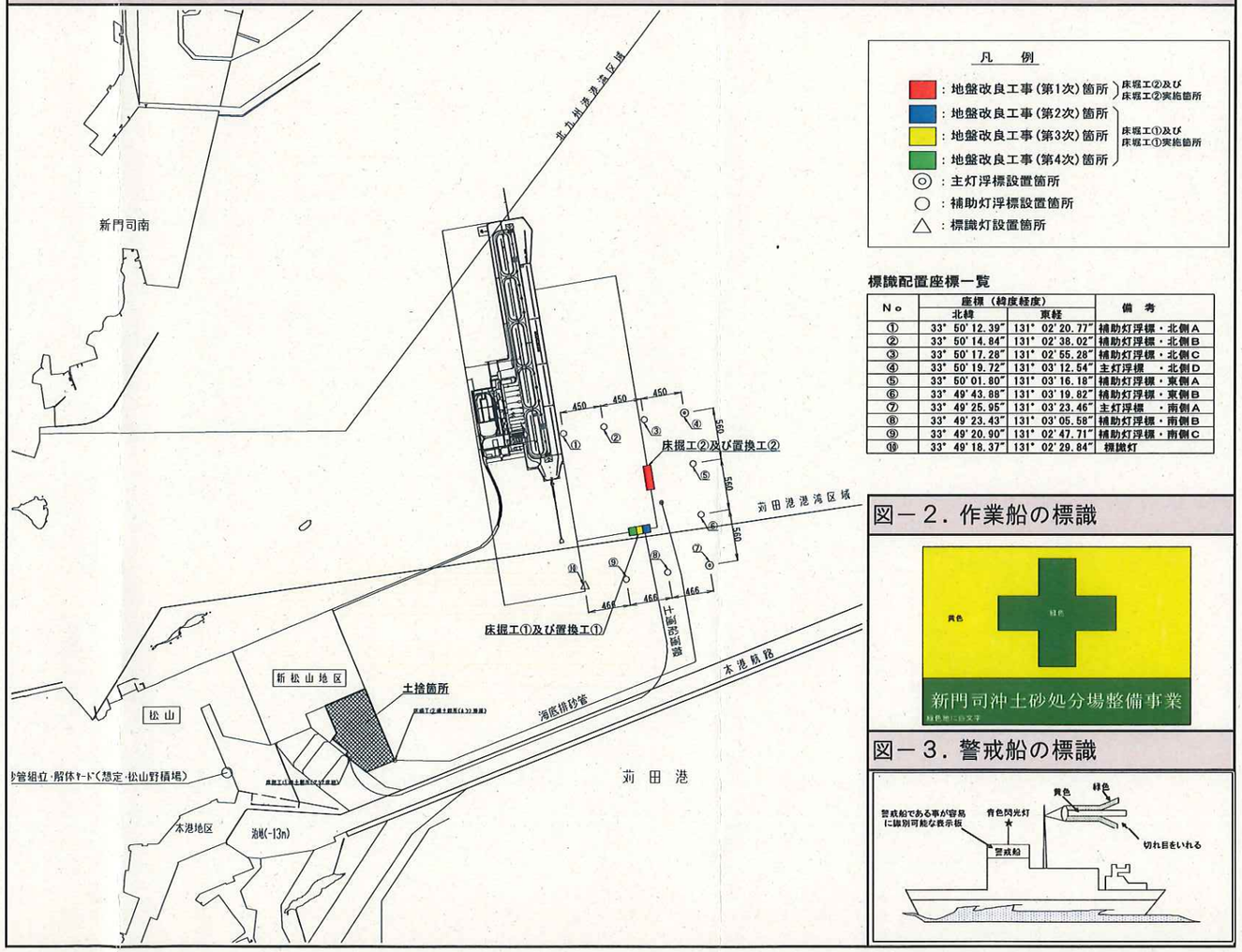

標識配置座標一覧

No	座標（緯度経度） 北緯	東経	備考
①	33° 50' 12.39"	131° 02' 20.77"	補助灯浮標・北側A
②	33° 50' 14.84"	131° 02' 38.02"	補助灯浮標・北側B
③	33° 50' 17.28"	131° 02' 55.28"	補助灯浮標・北側C
④	33° 50' 19.72"	131° 03' 12.54"	主灯浮標　・北側D
⑤	33° 50' 01.80"	131° 03' 16.18"	補助灯浮標・東側A
⑥	33° 49' 43.88"	131° 03' 19.82"	補助灯浮標・東側B
⑦	33° 49' 25.95"	131° 03' 23.46"	主灯浮標　・南側A
⑧	33° 49' 23.43"	131° 03' 05.58"	補助灯浮標・南側B
⑨	33° 49' 20.90"	131° 02' 47.71"	補助灯浮標・南側C
⑩	33° 49' 18.37"	131° 02' 29.84"	標識灯

図－２．作業船の標識

図－３．警戒船の標識